

共催・協賛・後援の名義使用に関する申請手続きについて

➤ 申請について

日本音声学会に共催・協賛・後援を希望される方は、日本音声学会会長宛での申請書に以下の項目を明記し、E-mail、または郵便で下記までお送り下さい。

- (1) 申請名義種別 (共催・協賛・後援)
- (2) 催しの名称
- (3) 主催団体
- (4) 開催日時・会場
- (5) 国際会議・国内会議の別
- (6) 催しの概要
- (7) 申請者名と連絡先

宛先 日本音声学会事務局

〒 162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター (株)国際文献社内

電話：03-5937-6763/FAX：03-3368-2822

E-mail：psj-post@bunken.co.jp

➤ 申請の条件について

1. 申請名義種別

- (1) **主催**：本学会が主体となり、企画から運営まで責任をもって開催するもの。
- (2) **共催**：本学会を含む複数の団体が催しの主体となり、企画から運営まで共同で責任をもって開催するもの。
- (3) **協賛**：本学会が催しの趣旨に賛同し、協力・援助するもので、本学会が協賛金または労務提供等を負担する場合。
- (4) **後援**：本学会が催しの趣旨に賛同し、援助するもので、本学会が協賛金、および労務提供等を負担せず、名義使用に限る場合。

2. 規準

- (1) 本学会会則 第2条(目的) に則っていること。
- (2) 学術的な価値があり、かつ営利を主目的としないこと。
- (3) 主催団体の会員と非会員との間で参加費に差がある場合は、本学会の会員は主催団体と同等の条件で参加できること。
- (4) 「後援」に関しては、本学会に対し経費、および労務提供等の負担を求めないこと。

➤ 諾否について

申請書受領後、理事会による検討を経て諾否をお知らせします。